

## 質疑・回答書

告示番号	件 名	豊中市役所第二庁舎外2施設エレベーター改修工事設計委託	
No	質疑事項	回 答	
1	各昇降路は改修後の必要寸法(オーバーヘッド寸法、ピット寸法等)は確保できおり、躯体改修は不要と考えてよろしいでしょうか。	各昇降路を実測し改修に必要な寸法を確認のうえ、必要に応じ躯体改修の設計を行うこととします。	
2	昇降路内のクラックの有無を調査は、カゴ天井上部に上がり目視で調査するのでしょうか？ その際、メンテナンス業者の方に操作をお願いしないといけないと思いますが、無償でご協力いただけると考えてよろしいでしょうか。	昇降路内のクラック調査は、カゴ天井上部に上がり目視及び手の届く範囲内での打診調査とします。 また、保守点検業者の点検日に合わせての調査であれば、保守点検業者の指示のもと無償で行えるものとします。	
3	第二庁舎で横引き型ロープ式リニューアルとする場合は、極力既存部品を再利用するのでしょうか。それともすべて撤去、新設するのでしょうか。	昇降路及び機械室内の全ての部材について撤去、新設を行うこととします。	
4	市営螢池北住宅で、改修後機械室は不要になると思いますが、改修設計は今回の業務に含まれるのでしょうか。 含まれる場合、部屋の用途、大きさ、改修内容等業務量が算定できる資料をご提示ください。	市営螢池北住宅で、機械室内の不要となるものは撤去処分とします。その撤去跡補修までが今回の設計範囲とします。	
5	シャフト内の石綿含有分析調査採取の際、メンテナンス業者の方に操作をお願いしないといけないと思いますが、無償でご協力いただけると考えてよろしいでしょうか。	保守点検業者の点検日に合わせての調査であれば、保守点検業者の指示のもと無償で行えるものとします。	
6	石綿含有分析調査で床、天井とかかかっているのはエレベーターホールの床と天井と考えてよろしいでしょうか。	床、天井の石綿含有分析調査箇所は、エレベーターホールの床と天井とします。	
7	既設昇降機の計画通知はお貸しいただけますでしょうか。	計画通知はございません。その他の参考図書については協議のうえ貸与するものとします。	
8	「建築基準法及び、その他関係法令に関する法適合性に関して精査し、改修及び構造補強の検討を行う。」とありますが、今回の改修部分のみと考えてよろしいでしょうか。	改修内容により既存建物に影響が出る場合は、既存建物の改修及び構造補強の検討を行うこととします。	